

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2018 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2018年4月号(J224)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 警察が衣料品大量複製事件を摘発、被疑者の不法な利益は3000万新台湾ドル余
- 02 「但願人長久」等名曲の著作権訴訟、知的財産裁判所はワーナー香港に敗訴の判決
- 03 清華大学が高性能OLEDを開発し、性能は世界記録を更新
- 04 工研院がメルクグループと協力覚書に調印

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

先行技術がすでにそれが属する技術分野の解決すべき技術的課題を教示していれば、当業者に先行技術を組み合わせる動機付けはであると合理的に予期できるはず

02 営業秘密関連

10メートル外に新規出店で競争、競業禁止契約に違反、営業秘密も侵害

今月のトピックス

J180326X2

01 警察が衣料品大量複製事件を摘発、被疑者の不法な利益は3000万新台湾ドル余

内政部警政署の保安警察第二総隊刑事警察大隊偵一隊は先頃、大量の偽ブランド衣料品を摘発した。その中には NIKE、ADIDAS、ROOTS、PUMA、Champion、Hollister、CHANEL、Moncler、Superdry 等の有名ブランドが含まれ、合計 4 万 1 千余点の偽ブランド衣料品と印刷用スクリーン、刺繍機、ミシン、タグ、ラベル等の証拠品を押収した。被疑者は 3000 万新台湾ドル余りに上る不正な利益を得ていた。意外なことに、これらの模倣品は中国から輸入したものではなく、近年稀にみる国産の模倣品であった。被疑者が模倣品の製造を委託した工場は新北市の三重や新莊の一带に位置している。(2018 年 3 月)

J180307Y3

02 「但願人長久」等名曲の著作権訴訟、知的財産裁判所はワーナー香港に敗訴の判決

著名な作曲家である梁弘志氏は2004年に病死し、多くの作品を遺した。近年その遺族とワーナー・チャペル・ミュージック香港 (Warner/Chappell Music Hong Kong Limited、以下「ワーナー香港」との間で著作権をめぐる紛争が起こり、梁弘志氏の上から三番目の姉(三姉)は知的財産裁判所に訴訟を提起し、「驛動的心」、「脱軌的情懷」、「但願人長久」、「請跟我來」、「變」、「把握」、「憂鬱的小丑」等7曲の著作財産権を自らが所有することを主張した。

知的財産裁判所は判決書において、ワーナー香港はそれら7曲の著作財産権を主張しているが、提出できたのは梁弘志氏と1989年に結んだ「驛動的心」、「脱軌的情懷」の2曲に関する譲渡契約(原本)のみで、「但願人長久」等5曲に関して提出された契約は原本ではなくコピーであり、ワーナー香港は譲渡を受けたという証明を提出できていないと指摘しており、よって(上記裁判所は)梁弘志氏の三姉がそれら5曲の著作財産権を所有するとの判決を下した。本件はさらに上訴できる。(2018年3月)

J180322Y5

03 清華大学が高性能OLEDを開発し、性能は世界記録を更新

携帯電話のスクリーン、高画質ディスプレイ、各種照明器具に繁用される有機エレクトロルミネッセンス(OLED)の技術が大きく躍進した。国立清華大学(National Tsing Hua University)化学科の鄭建鴻教授、劉瑞雄教授及び材料学科の林皓武教授で構成される研究チームが「次世代ジボロン(Diboron)発光材料デバイス」の開発においてブレークスルーを成し遂げた。同チームは科技部(訳註:行政院において科学技術発展に関する行政を担当する部門)において、次世代ジボロン材料を緑色OLED発光層に用いることで、デバイスの性能について世界記録を更新しただけではなく、大幅なコストダウンという強みを持たせることができた、と発表した。その研究成果は世界のオプトエレクトロニクス分野で最も著名な月刊誌「ネイチャー・フォトニクス(Nature Photonics)」に掲載された他、台湾において特許を取得し、米国、日本、中国でもすでに特許を出願している。

鄭建鴻教授によると、この次世代ジボロン材料は第三世代熱活性化遅延蛍光(TADF)の特性を有し、棒状の分子形状を熱蒸着させ、水平に排列させると同時に、デバイスの発光効率を高めるものであり、そのデバイス構造のおかげで従来の蛍光OLED及びリン光OLEDが直面する外部量子効率の制約を打破することができたという。研究チームはデバイス製造工程と角度分解スペクトル測定技術に熟練しているため、超高性能の緑色OLEDデバイスの製造に成功できた。その外部量子効率は38%に達し、デバイスを輝度1000 cd/m²で操作したときのロールオフ率はわずか0.3%であった。

研究チームの成果は劉瑞雄教授が主導する「前瞻物質基礎與應用科學中心(Frontier Research Center on Fundamental and Applied Sciences of Matters)」のプロジェクトとして引き続き開発していき、材料の誘導体化とOLED寿命テストの実用的な発展を目指し、材料の商業化に向けてのスケジュールを進め、2年以内に完了できる見通し。(2018年3月)

04 工研院がメルクグループと協力覚書に調印

工業技術研究院 (Industrial Technology Research Institute、以下「工研院」) はメルク (Merck) グループと2018年3月26日に協力覚書に調印した。5月に工研院の創新園區 (Innovation Campus) において「台湾-メルクのバイオ医薬品に関する製造工程研究開発及び訓練協力プログラム (Taiwan-Merck Biopharma R&D and Training Collaboration Program)」を立ち上げることを発表した。双方は工研院のバイオ医薬品分野における研究開発力をメルクのキーテクノロジーや最先端の製造工程と組み合わせ、国内の優秀なバイオ医薬品人材を育成し、協力して台湾バイオ医薬品の領域を拡大し、世界標準に高めることを目指していき、「1+1は2より大きい」というバイオ医薬品産業の価値を創出できることを期待している。

今回の提携は2段階に分かれている。「台湾-メルクのバイオ医薬品に関する製造工程研究開発及び訓練協力プログラム」は双方の提携のスタート地点にすぎず、世界最先端の純化技術と高効率の大型量産スキームを導入すると同時に、欧米法規で求められる確証と認証の方法を導入して、実践訓練と組み合わせ、基礎、理論からnon-GMP設備の操作まで、わが国バイオ医薬品産業の生産キーテクノロジーに関する実力を強化する。さらにメルクから抗体-薬物複合体 (antibody-drug conjugates, ADC) に関連する製造及び予備処方ノウハウも導入することで、わが国が精密な医療用新薬の開発力をそなえ、最先端医薬品の国際市場に進出できるようになることを目指していく。

メルクグループは医薬品ヘルスケア、ライフサイエンス及び特用材料の三大分野をカバーするトップメーカーであり、今回の工研院との提携を通じて、顧客の医薬品開発過程における必要な技術力を確保できるようになり、それによって人類の健康と福祉の創造という最終目標の達成を加速していく。(2018年3月)

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

■ 判決分類：専利権

- 1 先行技術がすでにそれが属する技術分野の解決すべき技術的課題を教示していれば、当業者に先行技術を組み合わせる動機付けはあると合理的に予期できるはず

■ ハイライト

係争実用新案登録出願は知的財産局より許可査定を受けた。無効審判請求人はそれが専利法 (訳註：特許法、実用新案法、意匠法に相当) 第120条の第22条第1項第1、2号及び第2項準用規定違反により実用新案の要件を満たしていないとして、無効審判を請求した。係争実用新案権者は訂正を提出し、知的財産局は訂正を許可して訂正本 (訂正版の書類) に基づいて審理し、係争実用新案の請求項2乃至3が前記専利法規定に違反していると認め、無効審判請求成立による (実用新案権の) 取消処分を審決した。係争実用新案権者はこれを不服として「証拠3、4の組合せは係争実用新案請求項2の進歩性欠如を証明するに足りない」として行政訴訟を提起したが経済部に棄却され、さらに承服できず知的財産裁判所に行政訴訟を提起した。

裁判所は、一、「実用新案の進歩性の判断においては、その考案の属する技術分野における通常の知識を有する者 (以下「当業者」) が開示された技術で実用新案登録出願に係る組合せの態様をなすための合理的かつ具体的な理由を探究すべきである。さらに先行技術間、並びに先行技術と係争実用新案との間で、それが属する技術分野の関連性、解決しようとする技術的課題、課題を解決するための技術的手段、及び達成しようとする効果の共通性等について、明らかに組み合わせることができない、又は先天的に相容れない事情を有するかを審査すべきである。先行技術がすでにそれが属する技術分野の解決すべき技術的課題を教示しているときは、該分野の当業者が技術分野に関連性があり且つ技術的課題が同一又は類似する先行技術を参考として先行技術を組み合わせる動機付けがあり、先行技術を基礎として転用、置換、変更又

はその他の先行技術との組合せを行い、登録出願に係る実用新案全体を容易になし得て、予期できる効果をもたらすことができる。」、二。「本件証拠 3、4 はいずれも授乳服に関する先行技術であり、当業者が授乳服の構造を改良したいならば、これらの証拠の技術内容を参酌し、組み合わせて運用する合理的な動機付けがある。また証拠 4 の授乳服は、その上衣の前衣をめくることができ、少なくとも一つの外開口部が設置され、該前衣をめくるとは該外開口部を開くことで前衣の内部にある内開口部に入り、片側の乳房を局部的に露出して、乳児に授乳することができる。それがもたらす効果と係争実用新案請求項 2 の効果とは全く同じである。証拠 4 と証拠 3 とを組み合わせた先行技術は係争実用新案請求項 2 の全体を容易になし得るもので、予期できる効果をもたらす、係争実用新案請求項 2 は進歩性を有しないと認めるに足る。」と指摘し、原処分を維持する訴願決定には誤りがなく、原告の訴えを棄却すべきであると認めた。【資料出所：TIPO 知的財産権電子報】

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】105 年度行專訴字第 44 号

【裁判期日】2017 年 3 月 8 日

【裁判事由】実用新案無効審判

原告 科邦国際企業有限公司 (KOBON LTD.)

被告 經濟部知的財産局

参加人 台湾華歌爾股份有限公司 (TAIWAN WACOAL CO., LTD.)

上記当事者間における実用新案無効審判事件について、原告は經濟部 2016 年 4 月 27 日経訴字第 10506304510 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起した。当裁判所は参加人に本件被告の訴訟に独立して参加するように命じる決定を行った。次のとおり判決する。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告は 2012 年 11 月 30 日に「哺乳衣」(訳註：授乳服の意)の実用新案登録を出願した。その実用新案登録請求の範囲は請求項が 12 項目あり、請求項 1 は独立項、その他は従属項であった。被告は形式審査を経て許可査定し、第 M449467 号実用新案証書を発給した。その後、参加人は係争実用新案が許可時の専利法第 120 条の第 22 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 2 項準用規定に違反しているため、これに対して無効審判を請求した。原告は 2014 年 5 月、11 月、12 月、2015 年 2 月 2 日及び同年 13 日に実用新案登録請求の範囲の訂正本(それによると 2015 年 2 月 13 日の訂正では請求項 1、請求項 4 乃至 12 を削除するとともに、独立項である請求項 1 に元来従属していた請求項 2、3 を独立項に訂正している)を提出し、被告の審理を経て、2015 年 11 月 19 日に「2015 年 2 月 13 日付の訂正事項については訂正事項を許可する。請求項 2 乃至 3 は無効審判請求成立により取り消すべきである。請求項 1、4 乃至 12 は無効審判請求を棄却する」との処分が下された。原告は前記の「請求項 2 乃至 3 は無効審判請求成立により取り消す」との処分を不服として、行政訴願を提起したが、經濟部は 2016 年 4 月 27 日に「訴願棄却」の訴願決定書を発したため、原告はなお不服として当裁判所に行政訴訟を提起した。当裁判所は職権により参加人に本件被告の訴訟に独立して参加するよう命じた。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：(1)原処分の「請求項 2 乃至 3 は無効審判請求成立により取り消す」部分に関する処分、及び訴願決定をいずれも取り消す。(2)訴訟費用は被告の負担とする。
- (二) 被告の答弁：(1)原告の請求を棄却する。(2)訴訟費用は原告の負担とする。
- (三) 参加人の請求：(1)原告の請求を棄却する。(2)訴訟費用は原告の負担とする。

三 本件の争点

- (1) 証拠 3 と証拠 4 の組合せは、係争実用新案請求項 2 の進歩性欠如を証明できるか。
- (2) 証拠 4 と証拠 6 の組合せは、係争実用新案請求項 2 の進歩性欠如を証明できるか。
- (3) 証拠 3 と証拠 5 の組合せは、係争実用新案請求項 3 の進歩性欠如を証明できるか。
- (4) 証拠 5 と証拠 6 の組合せは、係争実用新案請求項 3 の進歩性欠如を証明できるか。

四 判決理由の要約

- (一) 「実用新案権の無効審判請求を提起することができる事情は、登録許可処分が下された時の規定による。」と専利法第 119 条第 3 項前段に規定されている。調べたところ、係争実用新案登録出願日は 2012 年 11 月 30 日、登録許可査定日は 2013 年 2 月 20 日であり、実用新案登録請求の範囲はその後訂正して訂正公告がなされ、法により出願日に遡り発効した。係争実用新案に無効審判請求の事由があったのかは、その登録許可査定時の専利法規定によるべきであり、即ち 2011 年 12 月 21 日改正公布、2013 年 1 月 1 日施行の専利法で判断すべきである。
- (二) 係争実用新案登録請求の範囲：係争実用新案は原告が 2015 年 2 月 13 日に訂正申請を提出し、被告が本件無効審判と併せて審理して訂正許可を公告した。係争実用新案は訂正後、請求項 2、3 のみが残った。
- (三) 引例：証拠 3 はわが国第 M440657 号実用新案、証拠 4 はわが国第 M290669 号実用新案、証拠 5 は日本第 JP0000-000000A 号特許、証拠 6 はわが国第 M285235 号実用新案で、それらの公告日及び公開日はいずれも係争実用新案登録出願日より早く、係争実用新案の先行技術となるに足る。
- (四) 係争実用新案の請求項 2、3 はいずれも進歩性を有さない：
 1. 実用新案の進歩性の判断においては、その考案の属する技術分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」）が開示された技術で登録出願に係る実用新案の組合せの態様をなすための合理的かつ具体的な理由を探究すべきである。さらに先行技術間、並びに先行技術と係争実用新案との間で、それが属する技術分野の関連性、解決しようとする技術的課題、課題を解決するための技術的手段、及び達成しようとする効果の共通性等について、明らかに組み合わせることができない、又は先天的に相容れない事情を有するかを審査すべきである。先行技術がすでにそれが属する技術分野の解決すべき技術的課題を教示しているときは、該分野の当業者が技術分野に関連性があり且つ技術的課題が同一又は類似する先行技術を参考として先行技術を組み合わせる動機付けがあり、先行技術を基礎として転用、置換、変更又はその他の先行技術との組合せを行い、登録出願に係る実用新案全体を容易になし得て、予期できる効果をもたらすことができる。本件証拠 3、4、5、6 はいずれも授乳服に関する先行技術であり、当業者が授乳服の構造改良に従事するならば、これらの証拠の技術内容を合理的に参酌し、組み合わせて運用することができる。
 2. 証拠 3、4 と係争実用新案請求項 2 との対比：
 - (1) 証拠 3 はすでに係争実用新案請求項 2 が進歩性を有さないことを証明するに足る。
 - (2) 証拠 4 の効果と係争実用新案請求項 2 の効果とは全く同じである。証拠 4 と証拠 3 とを組み合わせた先行技術は係争実用新案請求項 2 の全体を容易になし得るもので、予期できる効果をもたらす、係争実用新案請求項 2 は進歩性を有しないと認めらるに足る。
 - (3) 原告は係争実用新案が証拠 3 とは異なっており、さらに係争実用新案は証拠 3 を改良したもので、授乳時にはだけてしまうリスクを減らし、製作の時間とコストを削減できると主張している。しかしながら、実用新案は自然法則を利用した技術思想で、物品の形状、構造又は組み合わせに関する創作であり、よって進歩性の判断は当業者が先行技術の開示内容と出願時の通常の知識に基づいて該創作の全体を容易になし得るかを斟酌すべきである。係争実用新案請求項 2 のすべての技術的特徴は証拠 3 と対比すると、内層の 2 枚タイプを 1 枚タイプに簡単に変更したものに過ぎず、この簡単な変更は明らかにこの技術を熟知した技術者にとっては容易になし得るものであるため、係争実用新案請求項 2 は進歩性を有しないと認められる。たとえ原告が係争実用新案は製作工程やコストが少なく、歩留まり率が向上されたと主張したとしても、この分野の当業者にとって 2 枚タイプのの内層を 1 枚タイプに

容易に変更できるという事情を妨げるものではない。

3. 証拠 4、6 とその組合せは、係争実用新案請求項 2 が進歩性を有しないと判断するに足る：

- (1) 証拠 4 の技術的特徴と機能は、係争実用新案請求項 2 が進歩性を有さないことを証明できる。
- (2) 証拠 6 は係争実用新案請求項 2 が進歩性を有さない依拠となり得る。証拠 4、6 の技術的特徴と機能は、それが属する技術的分野が解決すべき課題を教示しており、両者を組み合わせることで、さらに登録出願に係る実用新案全体を容易になし得て、予期できる効果をもたらすため、係争実用新案請求項 2 は進歩性を有しないと認めるに足る。

4. 証拠 3、5 の組合せは請求項 3 が進歩性を有しないと認めるに足る：

- (1) 証拠 3 と係争実用新案請求項 2 のすべての技術的特徴を対比すると、内層の 2 枚タイプを 1 枚タイプに簡単に変更したものに過ぎない。証拠 3 と係争実用新案請求項 3 のすべての技術的特徴を対比すると、内層の 2 枚タイプから 1 枚タイプへの簡単な変更以外に異なる点は、内層の 2 つの内側縁部の一端が連結しているのが「ネックライン」ではなく「バストライン」であることのみである。
- (2) 係争実用新案請求項 3 の「内層の 2 つの内側縁部の一端がバストラインに連結する」は、証拠 5 の技術的特徴に対する簡単な位置の変更にすぎない。
- (3) 係争実用新案請求項 3 は証拠 3、5 を組み合わせた技術的特徴の簡単な変更であり、当事者であれば出願前の先行技術により容易になし得るものであり進歩性を有さない。

5. 証拠 5、6 の組合せは請求項 3 が進歩性を有しないと証明するに足る：

- (1) 証拠 6 は係争実用新案請求項 2 が進歩性を有しないと証明でき、かつ証拠 6 は係争実用新案請求項 3 の「内層の 2 本の内側縁部はバストラインに連結している」を除くその他の技術的特徴が進歩性を有しないと証明できる先行技術である。
- (2) 証拠 5 が図示するとおり、係争実用新案請求項 3 は周知の技術を運用した簡単な位置の変更にすぎないことがわかる。
- (3) 係争実用新案請求項 3 は証拠 6 と証拠 5 を組み合わせた先行技術の簡単な変更であり、それには当事者にとって容易になし得るものであり、進歩性を有さないことは明らかである。

(五) 以上をまとめると、係争実用新案請求項 2、3 はいずれも進歩性を有さず、被告がなした係争実用新案「請求項 2 乃至 3 は無効審判請求成立により取り消す」との処分、及び訴願機関の訴願棄却の決定には法に合わないところはなく、原告が以前からの主張に徒にこだわり、原処分の「請求項 2 乃至 3 は無効審判請求成立により取り消す」部分に関する処分、及び訴願決定の取消を請求することは明らかに理由がないため、これを棄却すべきである。以上の次第で、智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により主文のとおり判決する。

2017 年 3 月 8 日

知的財産裁判所第三法廷

裁判長 林欣蓉

裁判官 張銘晃

裁判官 魏玉英

02 営業秘密関連

■ 判決分類：営業秘密

I 10 メートル外に新規出店で競争、競争禁止契約に違反、営業秘密も侵害

■ ハイライト

露店でイカフライを販売している原告はイカフライ技術を学びたい被告と一年契約を締結

し、被告に学習及び出店販売の機会を提供したが、同時にもし被告が新規出店する予定がある場合、原告の同意が必要であると約定した。ところが、被告はあえて契約期限内に自ら原告の露店場所の斜めに新規露店を設置した。被告は確かに違約し、競業禁止約定に違反したので、60万台湾ドルの違約金を原告に賠償しなければならないと一審裁判官が判決した。

双方は2015年8月初めに契約を締結し、同年8月1日から2016年6月末までの間を契約期間と約定し、原告は商売道具を提供し、被告は露店での業務を担当するので、双方は2015年8月5日に競業禁止契約を締結したと原告は述べた。その営業秘密を保護し、市場飽和を避けるために、競業禁止契約において、被告が露店を新設するときには原告の同意が必要であり、契約を一年とし、もし契約破棄または期限満了で一年以内に契約を更新しない場合、被告は原告の会社が販売している関連商品を取り扱ってはならず、一切の業者情報、仕入れコスト、材料配合等の営業秘密を他人に開示してはならず、もし契約破棄の場合、高額の違約金を賠償しなければならないと約定したと原告は主張した。

2016年4月に被告が一方的に契約を解約し、且つ原告の露店場所の斜め10メートル外に別の露店を設置し、原告と同一種類の商品を販売したので、競業禁止契約規定に違反したと原告は指摘した。

被告は弁解として、その時は友人が露店に間に合わないの、露店を手伝っただけで、出店場所は自分のものではなく、原告がどう仕入れるか、調味料をどう配合するか等具体的技術についても知らず、原告の商業的の秘密も他人に開示していないと述べた。

台南地方裁判所裁判官は証人2名の証言により、被告が車で新設の露店の貨物を露店場所に運んだことは一度だけではなく、被告の母親もよく新規露店で販売に協力していたので、明らかに被告は新規露店と密接な関係があり、友人の露店に協力したことは一度だけではなく、被告が契約期間内に同一の商店街で新規露店を経営したことは、確かに違約であり、競業禁止契約規定にも違反したので、双方約定の違約金計算方法により、被告は607,950台湾ドルを原告に支払わなければならないと判決した。本件は二審への上訴ができる。(資料出所：自由時報2017年3月21日)

II 判決内容の要約

台湾台南地方裁判所民事判決
【裁判番号】105年度訴字第1564号
【裁判期日】2017年3月8日
【裁判事由】損害賠償請求等

原告 王○翔
被告 易○雄

上記当事者間における損害賠償請求事件について、本裁判所は2017年2月22日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する。:

主文

被告は607,950台湾ドル、及び2016年9月23日から弁済日まで年5%で計算した利息を原告に支払わなければならない。訴訟費用は被告の負担とする。本判決は原告が被告のため20万台湾ドルを担保した後、仮執行を行うことができる。但し被告がもし仮執行目的物の落札、競売または他の財産権仮執行手続終了前に、原告のため607,000台湾ドルを担保した場合は、仮執行を免じることができる。

一 事実要約

2015年8月1日に被告は原告と契約を締結し、双方の締結期間を2015年8月1日から2016年6月30日までと約定し、2015年8月5日に双方は競業禁止契約書を締結し、2015年7月1日より被告が原告と提携して露店すると約定した。双方は前記競業禁止契約において被告が市場で露店を新設する時には原告の同意を得る必要があり、露店の營運方法、販売商品の種類

はいずれも原告が決定し、且つ一括して仕入れて、被告は無断で変更したり、原告以外の業者から仕入れ、販売をしてはならず、双方契約期間を一年とし、契約破棄または期限満了でも更新しない場合、一年以内に被告は原告会社が市場販売する関連商品を取り扱ってはならず（他人に雇用されたり、共同経営に投資することも含む）、且つ被告は他人に一切の業者情報、仕入れコスト、材料、配合を開示してはならず、もし前記約定に違反した場合、契約破棄とみなすと約定した。契約破棄時に、被告は毎日の売上の50倍に相当する金額を原告に賠償しなければならない。売上の計算は被告が原告から仕入れたコストに3をかけて計算する。2016年4月頃に、被告は一方的に原告と締結した契約を解約し、原告の露店場所の斜面約10メートル外の距離で原告と同種類の商品を販売した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の訴え：1.被告は607,950台湾ドル及び起訴状写しが先方に送達された翌日から弁済日まで年5%で計算した利息を原告に支払わなければならない。2.訴訟費用は被告の負担とする。3.担保を提供するので、仮執行の宣告を請求する。
- (二) 被告の訴え：1.原告の訴えを棄却する。2.訴訟費用は原告の負担とする。3.もし不利な判決を受けた場合、担保を提供するので、仮執行を免じるよう請求する。

三 本件の争点

被告の行為は営業秘密法違反し、原告の営業秘密を侵害する行為であるか？

四 判決理由の要約

- (一) 営業秘密法第2条では、所謂「営業秘密」とは方法、技術、製造工程、配合、プログラム、設計又はその他生産、販売若しくは経営の情報に使われるものであって、下記の条件と一致する。1.これらの類の情報に関わる一般の人に知られているものではないもの。2.その機密性により、実在的又は潜在的経済価値を有するもの。3.保有者により秘密保持のための合理的な措置が取られているもの。即ち同時に非周知性、経済価値性及び秘密保持性等三要件を具備して、始めて営業秘密法で保護される「営業秘密」になる（最高裁判所104年度台上字第1654号判決要旨を参照）。本件原告が所有しているイカフライ技術は既に前記「非周知性」、「経済価値性」、「秘密保持性」三要素と一致し、営業秘密法第2条でいう営業秘密となっている。契約締結方法により営業秘密を取得した後、不正な方法により使用した場合、当該条第1項第4号の営業秘密侵害行為に該当する。よって、当該条項で定める営業秘密の侵害は、営業秘密を他人に開示する態様だけではなく、不正方法による営業秘密取得、または取得後の「利用」を含む。更に、所謂不正な方法とは、当該条第2項に明文で定められており、秘密保持義務に違反した場合、この不正な方法に該当する。
- (二) 被告は原告と関連する事業を営んでいるか：証人の証言をまとめると、被告が貨物を露店に運んだことは一度だけではなく、また被告の母親もよく露店に足を運んでいるので、被告と露店との間には密接な関係があり、友人の露店に協力したことは一度だけではない。被告が原告の同意を得ずに、2016年4月頃に係争市場提携契約書及び係争競業禁止契約書の約定に違反したとの主張は、信用できる。
- (三) 双方間に係争競業禁止契約書があることは証明できる。前記の通り、被告が原告の同意を得ずに、2016年4月頃に係争市場提携契約書及び係争競業禁止契約書の約定に違反し、原告と同種類の商品販売したと原告が主張したことは、信用できる。被告が係争市場提携契約書及び係争競業禁止契約書を締結してから一年未満にもかかわらず、前記係争競業禁止契約書の約定に違反したと、本件原告が主張したことは、信用できる。
- (四) 被告が2015年8月1日から2016年3月31日まで計8ヶ月間に、原告から仕入れた総額が972,736台湾ドルであることは、被告も論争しないので、真実と認定できる。前記係争競業禁止契約書の約定及び前記仕入れ金額により計算すると、被告が原告に賠償すべき金額は607,950台湾ドル【計算式：(1)毎月の仕入れ額121,592台湾ドル(972,736台湾ドル÷8月=121,592台湾ドル)(2)毎日の仕入れ額4,053台湾ドル(121,592台湾ドル÷30日=4,053台湾ドル)(3)毎日の売上を仕入れ額の3倍として計算すると12,159台湾ドル(4,053台湾ドル×3倍=12,159台湾ドル)、(4)賠償すべき金額は毎日の売上の50倍607,950台湾ドル(12,159台湾ドル×50倍=607,950台

湾ドル)。】であることには根拠がある。

以上をまとめると、原告の訴えには理由があるので、民事訴訟法第78条、第390条第2項、第392条第2項判決により主文のとおり判決する。

2017年3月8日

台湾台南地方裁判所民事第三法廷裁判官 王獻楠

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2018 TIPLO, All Rights Reserved.